

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
福井市	南海トラフ 地震に備える産業拠点 形成	福井市	<p>南海トラフ地震は仮に発生すれば、西日本の太平洋側を中心として、莫大な人的・物的被害をもたらす、経済面においてもサプライチェーンの崩壊、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず、日本経済全体に大きな影響があると考えられる。</p> <p>福井市は、関西・中京圏に近く、中部縦貫自動車道の整備推進により、関西、中京圏への複数の広域交通ネットワークが確立されることから、福井市に南海トラフ地震の被災リスクを分散するための生産・物流施設等を誘致し、産業拠点を形成することにより、我が国の産業の強靱化を図るとともに、福井市産業の発展を図る。</p>	<p>①南海トラフ地震の被災リスクが分散され、被災時にも企業が事業を継続できるようになり、南海トラフ地震の我が国経済への悪影響を低減できる。</p> <p>②南海トラフ地震からの復旧、復興に際し、福井市の産業拠点が復旧、復興の拠点となることができ、早期の復旧、復興に寄与する。</p>	<p>農振農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには5つの要件を全て満たさなければならない。</p> <p>福井北・福井ICの周辺地域の農地はほとんどが農用地区域に指定されており、産業用地として利用することができない。</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>福井北・福井ICへの交通アクセスが良好な周辺地域については、本特区の区域計画に適合する立地計画のための農用地区域の除外申請に限り、法に定める要件を緩和し、原則除外する。</p>
					<p>農地を農地以外のものにするあたり、都道府県知事の許可が必要であるが、農用地区域及び第1種農地は許可することができないとされている。</p>	<p>農地法</p>	<p>福井北・福井ICへの交通アクセスが良好な周辺地域について、本特区の区域計画に適合する立地計画のための農地転用に限り、当該農地を第3種農地として扱い、原則許可する。</p>